平成２２年（フ）第４２９号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―626号
債務者　三浦トキ子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地1263番地の４
債務者　長谷　美乃
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県直方市大字頓野3563番地17
債務者　山内由紀江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２２号
福岡県久留米市西町1173番地１　広又コーポ602号
債務者　山田　利一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５６号
福岡県小郡市三沢3938番地１
債務者　徳山　彌和
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６９号
福岡県久留米市青峰３丁目３番　市営高良内団地４棟16号、住民票上の住所福岡県久留米市上津町2264番地21
債務者　佐藤　圭吾
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県久留米市青峰３丁目５番６―10号
債務者　木下　之人
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９５号
大分市曙台３丁目４番４号
債務者　高柳　明美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池606番地９
債務者　長﨑　欽哉
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2003番地１
月野貸家Ａ棟
債務者　道久　夕佳（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３号
宮崎県延岡市北川町川内名2604番地８
債務者　渡部　敬章
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３４号
宮崎県延岡市北浦町市振1061番地
債務者　土佐田秀文
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３５号
宮崎県延岡市北浦町市振1061番地
債務者　土佐田従子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４１号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目12番10号
債務者　平野　憲子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４４号
宮崎県日向市大字日知屋14823番地３
債務者　藤田　晃伸
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４５号
宮崎県延岡市浜砂２丁目17番16―205
債務者　下田　喜隆
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県出水市住吉町32番５号
債務者　福濵　則雄
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
沖縄県浦添市牧港１丁目43番16―406号
ポートかりゆし
債務者　末吉　章洋
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部